

**AMNESTY
INTERNATIONAL**



Amnesty International
1 Easton Street
London WC1X 0DW
United Kingdom

法務省
法制審議会
新時代の刑事司法制度特別部会
部会長 本田勝彦 様

公開書簡：日本の司法制度改革には、代用監獄制度の廃止あるいは見直しと 取調べ全過程の録音・録画が必要不可欠

アムネスティ・インターナショナルは、2011年6月に法制審議会において「新時代の刑事司法制度特別部会」が設置されたことを歓迎します。特別部会は、現在、えん罪事件をよりよく防止する司法制度の再構築と、それにともなう法と手続きを改革するため、見直しが必要とされる制度について論点を整理されていると存じます。

アムネスティは、日本の刑事司法制度改革に必要な不可欠である以下の二分野を優先事項として扱うよう、特別部会に要請いたします。

- ・ 代用監獄制度の廃止あるいは抜本的な見直し
- ・ 取調べ全過程の録音・録画の導入

これらの分野の改革により、刑事司法制度による人権侵害を防ぐことができます。また、人権侵害が発生した場合も上記が有効な救済手段となりえます。

代用監獄制度の廃止あるいは抜本的見直し

アムネスティは、代用監獄制度が、死刑事件を含むえん罪の温床となっていることを長年指摘してきました。この制度下では、弁護士と十分にアクセスできない被疑者を、警察が最大23日間にわたって拘禁し取調べることが可能です。代用監獄制度のもと、容疑者の「自白」を得るため

に、日常的に警察が被疑者に拷問や虐待、脅迫を加えたり、睡眠時間や休憩を与えずに長時間の取調べをおこなったりしていると、アムネスティは考えています。

日本も締約国である諸条約を含む国際法においては、拷問や虐待、非人道的、あるいは品位を傷つけるような取り扱いは、戦時や緊急時においても、例外なく、絶対的に禁止されています。¹ 公正な裁判のための国際基準は、何人も自身に不利な証言や自白を強要されてはならないと、明確にしています。拷問等禁止条約の第 15 条によると、締約国である日本は、「拷問によるものと認められるいかなる供述も、当該供述が行われた旨の事実についての、かつ、拷問の罪の被告人に不利な証拠とする場合を除くほか、訴訟手続における証拠としてはならないことを確保」しなければなりません。

強要された「自白」は、日本が 1979 年に批准した自由権規約にも反します。自由権規約の第 7 条に関連する一般的意見のなかで、規約委員会は、「第 7 条の下での違反行為を抑制するには、拷問または他の禁じられた取り扱いを通じて得られた供述書、または自白を司法手続において証拠能力があるとして使用することを、法律によって禁止することが重要である」²と述べています。

拘禁された最初の段階から弁護士へのアクセスが認められることは、拷問や虐待を防ぐ有効な手段であり、また公正な裁判を保障する上で不可欠です。公正な裁判を受ける権利には、裁判中だけでなく、逮捕時から拘禁、警察・検察による取調べ中における弁護士へのアクセスも含まれます。³規約委員会は「重大犯罪、特に死刑になりうる罪を犯したとして起訴されている被疑者には、逮捕時からその後の訴訟手続きまで、必要に応じて法的援助を通じ弁護士へのアクセスを保証すべきだ」⁴と述べています。

拷問禁止委員会は、日本が 2007 年に提出した報告書を検討し、「代用監獄制度が、裁判所に出頭後、起訴に至るまで、被逮捕者を長期にわたって拘禁しておくために、広範かつ組織的に利用されていることを深く懸念する。この制度は、被拘禁者の拘禁および取調べに関する手続上の保障が十分でないこともあいまって、被拘禁者の権利が侵害される可能性を高め、また、無罪の推定、黙秘権および防御権といった原則が事実上尊重されないようになる可能性がある」と述べています。拷問禁止委員会は、とりわけ、「警察の留置担当官を捜査から除外し、捜査官を被収容者の拘禁に関わる事柄に関知させないようにすることで、捜査と拘禁（護送手続きを含む）の機能を明確に分離するよう法を改正すること」、また、「国際的な最低基準に従って、警察における拘禁の最長期間を制限すること」⁵を、日本に要請しています。

¹ 具体的には、市民的及び政治的権利に関する国際規約第 7 条、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約第 1、2、16 条を参照。

² 自由権規約委員会、一般的意見 20(44) 第 7 条(1992 年採択)、UN Doc. HRI/GEN/1/Rev.1 at 30, para.12.

³ グルジアに対する自由権規約委員会の総括所見、UN Doc. CCPR/C/79/Add.74(1997 年 4 月 9 日)para.28.

⁴ トリニダードトバゴに対する自由権規約委員会の総括所見、UN Doc. CCPR/CO/70/TTO(2000 年 11 月 3 日)para.7.

⁵ 日本に対する国連拷問禁止委員会の結論及び勧告、UN Doc. CAT/C/JPN/CO/1(2007 年 5 月 18 日)para.15.

2008年には、自由権規約委員会が同様の懸念を再度、表明しています。すなわち、「刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律の下で、警察では正式に捜査と拘禁の機能が分離されているにもかかわらず、代替収容制度（代用監獄）の下では、捜査の便宜のため被疑者を最長 23 日間警察の拘禁施設に拘禁することが可能であり、保釈の可能性がないこと、および特に逮捕後最初の 72 時間は弁護士へのアクセスが制限されており、自白を得る目的で長期にわたる取調べや取調べの乱用が行われる危険性を増加させている」と指摘しています。これらの懸念は、第 7 条（拷問及び他不当な取り扱いの禁止）、9 条（自由権）、10 条（人道的取り扱いへの権利）、14 条（公平な裁判への権利）について表明されたものです。規約委員会は、日本に対し、「代用監獄制度を廃止するか、規約第 14 条に規定される全ての保障の完全な遵守を確保し、また、全ての被疑者に対して、取調べ中も含めて、弁護士と秘密に交通できる権利、嫌疑のある犯罪の種類にかかわらず逮捕された瞬間から法的援助を受ける権利、事件に関係する全ての警察の記録にアクセスできる権利、そして医療措置を受ける権利を確保すべきである。また、起訴前保釈制度を導入すべきである」⁶と勧告しています。

2009 年、菅家利和さんが、犯していない罪のために 17 年間で獄中で過ごした後、無罪判決を言い渡されました。菅家さんは、代用監獄制度のもと、警察に取調べられ「自白」しました。起訴に使用された DNA 証拠が不正確であるとし、裁判所は菅家さんの無罪を決定しました。菅家さんは、第一審で、自白するよう取調べ中に強要されたと主張し、「自白」を撤回しました。

静岡地方裁判所において、袴田巖さんの弁護士は、最近の再審請求のなかで、第一審で提出された DNA 証拠の正確さに疑義を呈しています。袴田さんは、弁護士との接見もなく、代用監獄制度のもとで 20 日以上続いた取調べで「自白」し、1968 年以降ずっと死刑囚監房に入っています。袴田さんは裁判で自白を撤回し、警察に殴られ自白調書に署名するよう脅迫されたことを法廷で証言しています。

取調べの全過程の録音・録画の導入

アムネスティは、近年試行的に実施されている取調べの一部録音・録画ではえん罪を十分に防止することが出来ない、と考えます。部分的な録音・録画では、法執行機関による取調べが適切に行われたかどうか監視することができません。アムネスティは、特別部会が、政府に対し、代用監獄制度下においても取調べの全過程の録音・録画を導入し、拘禁や警察・検察の取調べの段階で弁護士へのアクセスを保障することを提言するよう要請します。さらに、捜査・公判手続きにかかわる当事者らが取調べを録音・録画した記録を必要に応じて見ることができるよう、テープを安全な場所に妥当な期間だけ保管する対策を講じるよう、特別部会は政府に提言すべきです。

⁶ 日本に対する自由権規約委員会の総括所見、UN Doc. CCPR/C/JPN/CO/5(2008 年 12 月 18 日)para.18.

拷問禁止委員会は、2007年、日本政府に対し「警察に身柄を拘束されている又は代用監獄にいる被留置者の取調べが、すべての取調べの電子的及びビデオによる記録、取調べの弁護人の立会い等の措置によって体系的に監視されること、並びにこれらの記録が刑事裁判において利用可能となることを確保すべきである」⁷と提言しています。

自由権規約委員会も同様に、日本政府に対し「虚偽の自白を防止し、規約第14条に定められている被疑者の権利を確保するため、取調べの厳格な時間制限やこれを遵守しない行為への制裁について規定する立法措置を取るとともに、取調べの全過程について組織的に録音・録画し、さらにすべての被疑者に、弁護人が取調べに立ち会う権利を保障すべき」⁸と勧告しています。

アムネスティは、代用監獄制度の見直しあるいは廃止、取調べの全過程の録音・録画の導入が誤判を防ぐ重要な一歩であると考えます。

法制審議会特別部会のみなさまが、アムネスティ・インターナショナル日本やロンドンの国際事務局の職員と代用監獄制度についてさらに意見交換する場を設けてくだされば幸いです。

敬具

アムネスティ・インターナショナル
アジア太平洋地域プログラム
副部長
キャサリン・バーバー

翻訳：公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル 7F
TEL. 03-3518-6777 FAX. 03-3518-6778

参照資料：

小池振一郎、大橋毅、海渡雄一、田鎖麻衣子共著『拷問等禁止委員会第一回政府報告書審査に基づく最終見解の意義と日弁連の課題』自由と正義、2007年8月

日本弁護士連合会編『日本の人権保障システムの改革に向けて ジュネーブ2008 国際人権（自由権）規約 第5回日本政府報告書審査の記録』現代人文社、2009年9月

⁷ 日本に対する国連拷問禁止委員会の結論及び勧告、para.18.

⁸ 日本に対する自由権規約委員会の総括所見、para.19.